

I. 出生及び児童人口の推移

1. 人口の推移

(1) 吉川市の総人口と児童人口の推移

- 吉川市の総人口は僅かながら増加傾向にあり、児童人口（0歳～17歳人口）も増加傾向にある。
- 総人口に占める児童人口の割合を見ると、ここ3年間は微増傾向にあるが、平成15年と比較すると0.5ポイント減少となっている。

表 総人口の推移（各年1月1日現在）

	平成15年	平成19年	平成20年	平成21年
吉川市総人口	56,923人	62,612人	64,132人	65,087人
吉川市総児童数	11,231人	11,815人	12,267人	12,527人
対総人口比(市)	19.7%	18.9%	19.1%	19.2%

※吉川市人口データより

(2) 吉川市の年齢3区分構成

- 年齢3区分構成を、直近2回の国勢調査結果と比較すると、15歳未満及び15～64歳ともに、総人口における構成割合が減少し、65歳以上の構成割合が上昇しており、人口の伸び率を見ても、65歳以上人口の伸びが著しいことが分かる。

表 総人口及び年齢3区分の比較

	年齢区分	平成12年度(人)	割合(%)	平成17年度(人)	割合(%)
吉川市	総人口	56,673		60,284	
	15歳未満	9,120	16.1	9,605	15.9
	15～64歳	41,952	74.0	42,310	70.2
	65歳以上	5,601	9.9	8,116	13.5
埼玉県	総人口	6,938,006		7,054,243	
	15歳未満	1,024,787	14.8	986,361	14.0
	15～64歳	5,011,202	72.2	4,892,253	69.4
	65歳以上	889,243	12.8	1,157,006	16.4
全国	総人口	126,925,843		127,767,994	
	15歳未満	18,472,499	14.6	17,521,234	13.7
	15～64歳	86,219,631	67.9	84,092,414	65.8
	65歳以上	22,005,152	17.3	25,672,005	20.1

※国勢調査データより

(3) 要保育人口及び待機児童

- 平成 21 年度の申し込み件数は、平成 17 年度の約 1.2 倍の件数となっている。
- 保育所の定員数は、平成 19 年度以降、増加しておらず、入所率は常に 100%を上回っている。

表 保育人口の推移と保育所入所状況（各年 4 月 1 日）

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
申込数 (前年比)	593 人 (—%)	581 人 (98.0%)	643 人 (110.7%)	680 人 (105.9%)	716 人 (105.3%)
定員	541 人	567 人	627 人	627 人	627 人
入所数	567 人	576 人	628 人	649 人	659 人
待機児	27(12)人	8(2)人	12(4)人	37(8)人	60(15)人
入所率	104.8%	101.6%	100.2%	103.5%	105.1%

※子育て支援課資料

※入所率 = (入所数) / (定員)

※待機児 = (申込数) - (入所数)

※()待機児童は、埼玉県の定義により算出した待機数

2. 出生の動向

(1) 吉川市の出生数と合計特殊出生率の推移

- 吉川市の出生数は、平成 13 年に 610 人を記録して以来、その後は 500 人台であったが、平成 18 年から 600 人台に達している。
- 吉川市の合計特殊出生率は、平成 18 年までは全国値を下回っていたが、平成 19 年に全国値・埼玉値を上回っている。

表 出生数の推移（各年 1 月 1 日現在）

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
出生数	563 人	530 人	605 人	638 人

※「埼玉県の合計特殊出生率」より

表 合計特殊出生率の推移

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
吉川市	1.22 人	1.24 人	1.30 人	1.37 人
埼玉県	1.20 人	1.22 人	1.24 人	1.26 人
全 国	1.29 人	1.26 人	1.32 人	1.34 人

※「埼玉県の合計特殊出生率」より

(2) 母親の年齢階級別出生数

- 出生数 638 人を女性の出産年齢別に分けると「25～29 歳」と「30～34 歳」とで 68.6%を占めている。
- 近年では、35 歳以降の出生数が微増傾向にある。

表 母親の年齢別階級別出生数（平成 19 年 1 月 1 日）

	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	合計
人員	10 人	71 人	182 人	256 人	109 人	10 人	一人	638 人
割合	1.6%	11.1%	28.5%	40.1%	17.1%	1.6%	－%	100%

※「埼玉県の合計特殊出生率」より

表 平成 16 年～平成 19 年 母親の年齢別階級別出生数

	平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
15～19 歳	11	2.0	11	2.1	8	1.3	10	1.6
20～24 歳	61	10.8	77	14.5	70	11.6	71	11.1
25～29 歳	168	29.8	155	29.2	181	29.9	182	28.5
30～34 歳	232	41.2	211	39.8	239	39.5	256	40.1
35～39 歳	83	14.8	66	12.5	95	15.7	109	17.1
40～44 歳	8	1.4	9	1.7	12	2.0	10	1.6
45～49 歳	－	－	1	0.2	－	－	－	－
	563	100	530	100	605	100	638	100

※「埼玉県の合計特殊出生率」より

II. 子育て世帯の状況

1. 世帯数、平均世帯人員

- 吉川市の総世帯数は、僅かながら増加している。
- 一方、1 世帯あたりの平均人員は平成 13 年の 3 人から減少傾向が続いている。

表 総世帯数と平均世帯人員の推移（各年 1 月 1 日現在）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
総世帯数 (前年比)	21,945 世帯 (－%)	22,504 世帯 (102.5%)	23,351 世帯 (103.8%)	23,986 世帯 (102.7%)
平均世帯人員 (前年比)	2.8 人 (－%)	2.8 人 (100.0%)	2.7 人 (96.4%)	2.7 人 (100.0%)

※市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」より

2. 児童のいる世帯の構成

- 吉川市の総世帯のうち、核家族世帯・三世帯世帯・それ以外の世帯に分類すると、6歳未満親族がいる一般世帯の中で核家族世帯及び三世帯世帯が占める割合は、全国水準とほぼ同じである。

表 世帯構成別の児童

		総世帯数 (吉川市)	18歳未満親族のいる一般世帯数 (吉川市)	6歳未満親族のいる一般世帯(吉川市) 世帯数(割合)	6歳未満親族のいる一般世帯 (埼玉県)	6歳未満親族のいる一般世帯 (全国)
核家族世帯		13,975 世帯	5,219 世帯	2,361 世帯(81.4%)	(85.7%)	(81.2%)
三世帯世帯		1,926 世帯	1,002 世帯	427 世帯(14.7%)	(10.4%)	(15.1%)
上記以外の世帯		4,286 世帯	309 世帯	113 世帯(3.9%)	(3.9%)	(3.7%)
再掲	母子世帯	343 世帯	320 世帯	72 世帯(2.5%)	(2.5%)	(3.1%)
	父子世帯	57 世帯	48 世帯	9 世帯(0.3%)	(0.15%)	(0.18%)
合計		20,187 世帯	6,530 世帯	2,901 世帯(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※平成 17 年国勢調査より

Ⅲ. 子育て期にあたる年齢層の就労状況

- 15歳以上人口に対する就業者の割合は、埼玉県・全国の値と比べ高くなっている。
- 女性の年齢別就業率は、埼玉県・全国の値とほぼ、同様となっている。

表 男女別就業率

	女性就業率	男性就業率	全体就業率
吉川市	50.2%	74.7%	62.5%
埼玉県	46.0%	69.9%	58.0%
全国	45.5%	67.3%	56.0%

※平成 17 年国勢調査より

※就業率 = (就業者) / (15歳以上人口)

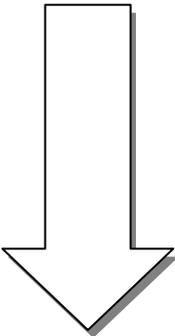
表 女性の年齢別就業率

	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50歳～	合計
就業者	266	1,042	1,359	1,433	1,315	1,137	1,235	4,782	12,569
構成比(市)	2.1	8.3	10.8	11.4	10.5	9.0	9.8	38.1	100
構成比(県)	2.0	9.1	11.1	11.4	10.2	10.2	9.9	36.1	100
構成比(全国)	1.8	8.6	10.5	10.8	9.9	10.4	10.5	37.5	100

※平成 17 年国勢調査

IV. 施策経過と現状

1. 児童福祉施策の流れ

- 平成 9 年度 ○吉川市児童育成計画(エンゼルプラン)策定
- 平成 10 年度 ○吉川市エンゼルプランの施策に基づき各事業を実施
- ・地域における子育ての支援
 - ・家庭における子育ての支援
 - ・仕事と子育ての両立支援
 - ・子どもの健康と福祉の充実
 - ・のびのびと遊び学べる環境の整備
 - ・個性を大切にしたゆとりある教育
 - ・社会的支援体制の充実
 - ・子どもにやさしいまちづくりの推進
- 平成 14 年度 ○第 4 次総合振興計画との整合性を確保
- 平成 15 年度 ○次世代育成支援対策法 施行
- ニーズ等調査実施
- 平成 16 年度 ○吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定
- 計画推進体制の整備
- 平成 17 年度 ○吉川市次世代育成支援対策地域行動計画の施策に基づき各事業を実施
- ・地域における子育ての支援
 - ・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 - ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - ・保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進
 - ・子育てを支援する生活環境の整備
 - ・職業生活と家庭生活との両立の推進
 - ・子ども等の安全の確保
- 
- 平成 21 年度 ○吉川市次世代育成支援対策地域行動計画見直し
後期（平成 22 年度～平成 26 年）行動計画策定

2. 子育て支援施設等の状況

(1) 市内保育園

【定員：人】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公設公営	第一保育所	6	10	16	18	19	21	90
	第二保育所	6	8	10	15	18	20	77
公設民営	第三保育所	6	12	17	18	18	19	90
民設民営	青葉保育園	3	12	18	20	23	24	100
	育英保育園	6	8	12	17	23	24	90
	吉川団地保育園	6	16	18	20	30	30	120
	つばさ保育園	3	4	6	15	16	16	60
合 計		36	70	97	123	147	154	627

【入所(園)幼児数：人】

(平成21年4月1日現在)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公設公営	第一保育所	6	12	18	19	20	22	97
	第二保育所	4	8	11	17	19	19	78
公設民営	第三保育所	6	12	18	19	20	19	94
民設民営	青葉保育園	6	15	18	24	25	22	110
	育英保育園	8	12	18	20	21	21	100
	吉川団地保育園	6	16	18	20	26	26	112
	つばさ保育園	6	10	12	12	13	15	68
合 計		42	85	113	131	144	144	659

(2) 市内家庭保育室

【定員：人】

	合計
こぐま保育園	17

	合計
八島家庭保育室	14

【入園数：人】

	0歳	1歳	2歳	合計
こぐま保育園	1	4	1	6

	0歳	1歳	2歳	合計
八島家庭保育室	1	1	6	8

(3) 放課後児童保育室〔学童保育室〕

【定員：人】

	クラス	定員
吉川学童保育室	1	80
三輪野江学童保育室	1	45
旭学童保育室	1	45
関学童保育室	3	110
北谷学童保育室	2	75
栄学童保育室	3	125
中曽根学童保育室	2	90
合 計		570

【入室児童数：人】

(平成21年4月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生以上	合 計
吉川学童保育室	18	24	31	—	73
三輪野江学童保育室	15	15	12	1	43
旭学童保育室	6	9	7	1	23
関学童保育室	39	36	30	—	105
北谷学童保育室	33	20	17	2	72
栄学童保育室	43	37	37	—	117
中曽根学童保育室	30	38	12	—	80
合 計	184	179	146	4	513

※4年生以上の入室は障がい児

(4) 子ども発達センター（第二保育所）

【通所児童数：人】

(平成21年4月1日現在)

2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2	4	2	2	10

(5) 子育て支援センター（おあしす）

- ・ 育児相談（電話相談、面接相談）
- ・ 子育て講座の開催
- ・ 子育てサークルへの支援

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日公布）の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1 概 要

(1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務等

(2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならないこととする。

(3) 行動計画策定指針

①行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するにあたって拠るべき指針を策定すること。

②地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、下記の項目について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

- ・ 地域における子育ての支援
- ・ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保
- ・ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・ 子育てを支援する生活環境の整備
- ・ 職業生活と家庭生活の両立の推進
- ・ 子ども等の安全の確保
- ・ 要保護児童の対応などきめ細かな取組の推進

③事業主の行動計画

ア. 一般事業主行動計画

- ・ 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・ 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。

- ・厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること。

イ. 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

(4) 次世代育成支援センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

(5) 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができる。

2 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、公布の日から6月以内の政令で定める日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法は、平成27年3月31日までの時限立法である。

次世代育成支援対策推進法の一部改正の要点

① 地域における取組の促進

(1) 国による参酌標準の提示

国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画

市町村及び都道府県は、行動計画策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し

市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

② 一般事業主による取組の促進

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大

中小企業のうち、一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。(平成23年4月施行)

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知

行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。(平成21年4月施行)

③ 特定事業主による取組の促進

特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

児童福祉法の一部を改正する法律の概要

(平成 20 年法律第 85 号 12 月 3 日公布)

【改正の趣旨】

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずること。

【改正の主な内容】

- 1 子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進
(平成 21 年 4 月施行)
 - (1) 乳児家庭全戸訪問事業 (※生後 4 か月までの全戸訪問事業)
 - (2) 養育支援訪問事業 (※育児支援家庭訪問事業)
 - (3) 地域子育て支援拠点事業
 - (4) 一時預かり事業
- 2 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成 22 年 4 月施行)
- 3 里親制度の改正 (平成 21 年 4 月施行)
- 4 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成 21 年 4 月施行)
- 5 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成 21 年 4 月施行)
- 6 年長児の自立支援策の見直し
- 7 施設内虐待の防止
- 8 次世代育成支援対策推進法の一部改正
 - (1) 地域における取組の促進
 - ① 国による参酌標準の提示 (公布から起算して 6 月以内施行)
 - ② 地域行動計画の策定等に対する労使の参画(公布から起算して 6 月以内施行)
 - ③ 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成 22 年 4 月施行)
 - (2) 一般事業主による取組の促進
 - ① 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象拡大 (平成 23 年 4 月施行)
 - ② 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成 21 年 4 月施行)
 - (3) 特定事業主による取組の促進
 - ① 行動計画についての職員への周知の義務付け及び行動計画に基づく措置の実施状況の公表 (平成 21 年 4 月施行)